

拝啓 社長殿



(諏訪湖畔のクロッカス)

ar 朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931

<http://www.asakura-office.net>

info@asakura-office.net

今回のテーマ	事業承継税制の概要①	税理士 朝倉 令子
--------	------------	-----------

□概要

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案（以下、「中小企業経営承継円滑化法案」といいます）が2月5日、国会に提出されました。この法律は、「遺留分に関する民法の特例」や「金融支援」が盛り込まれる内容となっており、平成20年10月1日の施行が予定されています。

税制面では、平成21年度の税制改正において、「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が創設され、課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。この制度は、「中小企業経営承継円滑化法案」が施行される平成20年10月1日以後開始する相続等に遡って適用されます。

□民法の特例により自社株式を遺留分の算定から除外

中小企業経営承継円滑化法案の「民法の特例」は、先代の経営者の推定相続人であることについて、経済産業大臣から確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について、家庭裁判所の許可を受けることを前提に、以下の特例の適用を受けることができるというものです。

①生前贈与株式を遺留分の対象から除外

先代の経営者の生前に、遺留分権利者全員の合意に基づき、先代経営者から後継者へ贈与された自社株式等について、遺留分算定の基礎財産から除外することができます。これにより、贈与株式が遺留分減殺請求の対象外となるため、相続に伴う株式分散を未然に防止することができるようになります。

遺留分というのは、相続に際し、民法により保障されている相続人が最低限の資産を承継できる権利ですが、事業承継においては、この民法上の遺留分の制約により、相続財産の返還等を請求する非後継者からの遺留分の減殺請求が事業承継に支障をきたしている、という指摘もあります。

つまり、自社株の評価が高いため、その自社株式を含めた遺産の評価額をもとに遺留分を算定すると、非後継者からの遺留分減殺請求に対し、後継者が自社株を手放す等の対策を取らないと応えられない、といったことが問題になっているわけです。そこで、民法に特例を置くことにより、贈与された自社株式等について遺留分の算定から除外し、こういった事業承継の問題をクリアできることとなりました。

②生前贈与株式の評価額を予め固定

後継者が先代経営者からの贈与等により取得した自社株式等について、遺留分を算定するための財産の評価額に算入すべき評価額を合意の時点における評価額とすることができるようになります。これにより、後継者の貢献による株式価値の上昇分が遺留分減殺請求の対象外となるため、経営意欲が阻害されず、事業承継がスムーズに行われるようになります。

つまり、贈与後の自社株式の価値の上昇には、先代経営者のみならず、一緒に企業を成長させてきた後継者の貢献もあるからこそ、といえます。現行の制度では、その後継者が貢献した価値の上昇部分までもが遺留分算定の基礎財産の評価額に算入されてしまうため、後継者にとっては、価値を上昇させることが逆に企業を承継していくうえでのネックになってしまいう問題がありました。そこで、後継者が贈与等により取得した自社株式等の評価を、上昇前の合意時の評価額とすることにより、この問題がクリアできることとなりました。

「非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度」については、次号で詳しくお伝えします。

今回のテーマ	相続にまつわるQ&A集シリーズ ⑤	税理士 朝倉 令子
--------	-------------------	-----------

■ 相続分とは

① 法定相続分

財産を相続できる人は民法で決められています。民法で定められている相続の権利がある人のことを「法定相続人」といいます。相続分とは、相続人が複数いる場合に各相続人が相続できる割合をいいます。これも民法に定められています。

民法では、法定相続人が相続できる割合も定めています。これを「法定相続分」といいます。法定相続分は以下のとおりです。

相続人	相続分			
	配偶者	子	親	兄弟姉妹
配偶者と子	1/2	1/2		
子のみ		すべて		
配偶者と親	2/3		1/3	
配偶者と兄弟姉妹	3/4			1/4

(注1) 子、直系尊属（親、祖父母）、兄弟姉妹が数人いるときは、各人の相続分は均等です。

(注2) 非嫡出子の相続分は、嫡出子の相続分の2分の1です。

(注3) 半血兄弟（父母の一方だけが同じ兄弟姉妹）の相続分は、全血兄弟（父母の双方が同じ兄弟姉妹）の相続分の2分の1です。

(注4) 婚姻前に生まれた父に認知された子について父母が婚姻した場合や、認知されていない子が父母の婚姻後に父に認知された場合は、嫡出子となります。これを準正といいます。

(注5) 祖父が孫を養子にした場合など、代襲相続人としての身分と子としての身分が重複する場合の相続分は、代襲相続分と子としての相続分との双方を取得することになります。ただし、非嫡出子を養子にした場合には、嫡出子としての相続分のみを取得します。

被相続人が生前に遺言書を残しておくことによって、相続人以外の人に財産を残すことや、法定相続分以外の割合で財産を分けることができます。この遺言書は民法より優先しますが、各相続人には遺留分といって最低限確保できる相続分は保証されています。

また、相続人および包括受遺者全員の合意により、法定相続分や遺言内容と異なる遺産分割をすることは可能です。

② 代襲相続分

相続人となるべき人が被相続人の相続開始前以前に死亡した場合や相続欠格、相続廃除などによって相続権を失ったときには、その人の子がその相続人を代襲して相続人となります。

直系卑属の場合には、孫、ひ孫と再代襲相続ができますが、兄弟姉妹の場合には、代襲相続は甥、姪までとなります。代襲相続人は、被代襲者の相続分を引き継ぎます。代襲相続人が複数いる場合には、前記の法定相続分の規定に従って代襲相続分を配分します。

また、相続を放棄した人は、最初から相続人ではなかったものとみなされますので、放棄した人にとえ子がいたとしても、その子に代襲相続権はありません。

③ 特別受益者の相続分

相続人の中に被相続人から財産を生前にもらった人または遺言によりもらう人がいるときのその人の相続分は、次のように計算します。

- (1) 相続開始時の相続財産の価額＋贈与財産の価額（相続開始時の時価）
- (2) (1)×相続分
- (3) (2)－贈与財産の価額－遺贈財産の価額

④ 特別寄与者の相続分

相続人の中で被相続人の事業に労務提供（ただ同然の賃金で家業を手伝っていた）、財産上の給付（被相続人の住宅ローンの一部を負担していた）をしていた人や、被相続人の療養看護をしていたなど、被相続人の財産の維持・増加について、特別の寄与をした人がいるときは、その人の法定相続分のほかに、この寄与分を加えて相続分とします。次のように計算します。

- (1) 相続開始時の相続財産価額－寄与の価額
- (2) (1)×相続分
- (3) (2)＋寄与の価額

相続人の確認の方法

相続人の確認は、大切な手続きです。まずは被相続人の死亡時の戸籍謄本を取り寄せます。それから、被相続人の出生時から死亡時までの戸籍謄本をさかのぼって交付を受けます。被相続人が認知した非嫡出子がいるかどうかは、被相続人の戸籍謄本で確認します。

被相続人の戸籍謄本から確認された相続人の戸籍謄本を取り寄せます。戸籍が婚姻等により編纂されているときは、その編纂前の除籍謄本を取り寄せます。

被相続人および相続人の住所は住民票で確認します。住民票の移動の変遷は、戸籍の附票の写しで確認します。

これで、相続関係図が作成できる資料が集まったわけです。



朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市洪崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931